

令和2年度第3回二宮町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年6月26日（金）午前9時30分から

2 開催場所 二宮町役場第1会議室

3 出席委員

1番	小林	徳博	7番	野谷	茂
2番	井上	宗士	8番	倉持	純子
3番	中村	隆一	9番	秋山	啓治
4番	原	淳利	10番	橘川	直泰
5番	西山	聖二	11番	原	恵子
6番	露木	聖一	12番	野谷	和雄

4 欠席委員 なし

5 事務局職員出席者

事務局長	石原	慎也
副主幹	二宮	浩久
主任主事	雨宮	敦

6 傍聴者 なし

7 議事録署名人

8番	倉持	純子	9番	秋山	啓治
----	----	----	----	----	----

8 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (2) 農地の賃借料情報について

9 議 事

- 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 議案第12号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について

会議の状況

【議長】

それでは第3回の総会を開催したいと思います。

出席委員は12名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。

日程第2の議事録署名委員の指名についてです。第3回総会の議事録署名委員につきましては、8番倉持委員、9番秋山委員、お願いします。

続きまして、日程第3の報告事項に入ります。報告事項1農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項1朗読 —

それでは説明いたします。

関係資料位置図の地図1をご覧ください。場所は、押切坂上交差点付近の国道1号線北側に位置する市街化区域の土地です。

土地の所有者は、位置指定道路敷地としての転用目的での農地転用手続きになります。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、報告事項2農地の賃借料情報について、事務局より朗読および説明をお願いします。

【事務局】

— 報告事項2朗読 —

それでは説明します。農地の貸し借りの際を目安として、農地の賃借料情報を農業委員会が提供しています。

町内の平均農地賃借料については、平成31年1月から令和元年12月までの農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告等の資料から収集したデータとなっております。

賃借料情報の提供方法は、町のホームページに掲載し、周知を図りたいと考えています。

【議長】

報告事項であることから、委員皆様のご了承をお願いします。

続きまして、日程第4の議事に入ります。議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第11号朗読 —

【議長】

続きまして、地元農業委員の現地確認報告をお願いします。秋山委員、お願いします。

【委員】

6月17日に中里地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、中里の壺丁畑に位置する農用地区域の農地2筆で、面積の合計は2,849㎡です。

対象農地周辺は、借受予定者が適切に耕作しており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして中村委員、お願いします。

【委員】

6月17日に山西・川匂地区農業委員および事務局で対象農地を確認いたしました。

対象農地の場所は、川匂の前畑に位置する農業振興地域の農地1筆で、面積は1,151㎡のうち1,038㎡です。

対象農地周辺は、借受予定者が適切に耕作しており、対象農地を含め効率的な農地利用が見込めるため、特に問題はないと思われま

【議長】

お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

本議案については、中間管理機構である神奈川県農業公社を利用した賃借となっているため、地権者から中間管理機構、中間管理機構から借主への権利設定について一括で審議することとなります。

では、ナンバー1及び2について補足説明いたします。議案第5号関係資料をご覧ください。ナンバー1は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、1ページから4ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。ナンバー2については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、5ページから9ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は10ページに、公図の写しは11ページに添付しております。利用目的は柑橘等を栽培する利用目的となっており、新規申請となっています。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていること

が確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。続いて、ナンバー3及び4について補足説明いたします。ナンバー3は地権者から中間管理機構へ農地を貸し付けする案件となっており、12ページから15ページに農地中間管理事業農用地利用集積計画申出書を添付しております。ナンバー4については、中間管理機構から借主へ農地を貸し付けする案件となっており、16ページから20ページに一括方式による集積計画を添付しております。また、当案件に係る位置図は21ページに、公図の写しは22ページに添付しております。利用目的は露地野菜を作付けする計画であり、新規申請となっております。

借主が耕作する農地については、農地パトロール等で適正に管理・耕作されていることが確認出来ており、特段問題はないと思われま

す。農用地利用集積計画の一般要件としては、町の基本構想における農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲等、総合的に判断することとなっております。

以上、ご審議をお願いいたします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

【委員】

賃貸借権と使用貸借権について、農業経営基盤強化促進法の中で規定されていますか。

【事務局】

対価を払うか、無償かの意味合いで使われており、農地法においても同様に使われております。

【議長】

賃貸借か使用貸借で制限等が変わるようなことはありません。

【委員】

使用貸借による利用権設定は、平均農地賃借料の算定に入っているのでしょうか。

【事務局】

算定対象としておりません。

【議長】

あくまで賃借料の平均です。

それではよろしいですか。これよりお諮りします。議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、「原案のとおり決定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案のとおり決定する」ことといたします。

続きまして、議案第12号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、議題といたします。

事務局、朗読をお願いします。

【事務局】

— 議案第12号朗読 —

【議長】

続きまして、事務局より補足説明をお願いします。

【事務局】

農地法第3条により農地の売買や貸し借りをする場合、農業委員会の許可が必要となります。

下限面積とは、同法第3条許可を得るための一つの要件となっており、権利取得後の面積が下限面積を超えない場合には許可できません。

同法第3条で下限面積は、原則、権利取得後の農地面積が、都道府県は50aとされていますが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できるとされています。

現在、二宮町においては、昨年度から25アールとなっております。地域の情勢、農家数及び経営面積規模について大幅な変動が見られないため、事前にご意見をお伺い、今年度の下限面積についても、現行の設定面積のままとしています。

以上、ご審議をよろしくをお願いします。

【議長】

質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

下限面積は、ある程度の規模で耕作してもらう必要があることから定められた制限です。

よろしいですか。これよりお諮りします。議案第12号農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、「原案の通り設定する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

—挙手—

挙手全員でございます。よって、本案は「原案の通り設定する」ことといたします。

本日の審議事項につきましては、すべて終了しましたので、総会を閉会いたします。

午前10時00分閉会